

提言2 県民の生命を守り持続的な成長を実現する県土強靱化・安全安心対策の推進

(県土強靱化・安全安心対策)

(1) 頻発する災害に備えた県土強靱化の推進

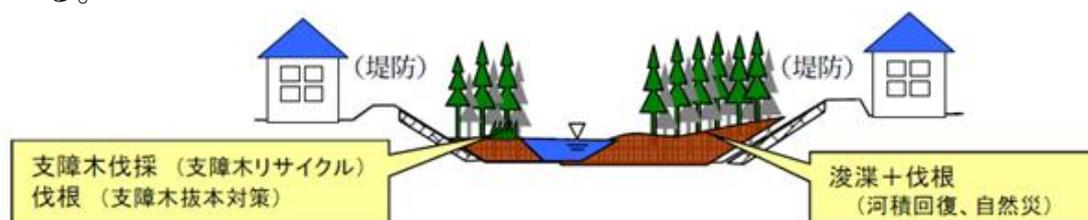
<提言>

- ① 水害及び土砂災害を未然に防ぐため、十分な予算を確保した上で、河川の流下能力の維持・向上並びに河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、局地的な集中豪雨の発生時においても柔軟な対応が可能となるよう、国及び市町村と連携して排水ポンプ車を配置するなど、機動的な運用を行うこと。
- ② 全ての土砂災害警戒区域でハザードマップが整備され、周知が行き届くことにより、県民の危機意識が醸成されるよう、作成及び情報提供の主体となる市町村に対する支援の強化を図ること。さらに、要配慮者利用施設※における避難確保計画の作成・周知及び避難訓練の実施が実効性のあるものとなるよう、市町村と連携し支援すること。
- ③ 人手不足が指摘される道路除雪作業員を安定的に確保・育成し、冬期間の県民生活及び地域産業を支えるため、状況に応じて除雪業務を複数年の契約とするなど、業務委託のあり方について検討すること。
- ④ 今後の水需要の減少及び水道施設の更新需要の増加を見据え、市町村等水道事業の広域連携による経営基盤の強化に向けた取組みを支援すること。また、水道用水供給事業者としても、技術的知見や経営ノウハウを活かした助言等により広域連携等の取組みを支援すること。

※ 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、市町村が作成する地域防災計画に定められた施設が対象。

<現状>

- 局地的な集中豪雨の増加等を踏まえ、県では、洪水や土砂災害の未然防止や被害の軽減を図る目的で、平成29年3月策定の「河川流下能力向上計画」に基づく堆積土の撤去及び支障木の伐採等による流下能力の維持・向上や、ダム・堤防等の河川管理施設及び砂防えん堤等の土砂災害防止施設の整備に取り組んでいる。



出典：県県土整備部作成資料

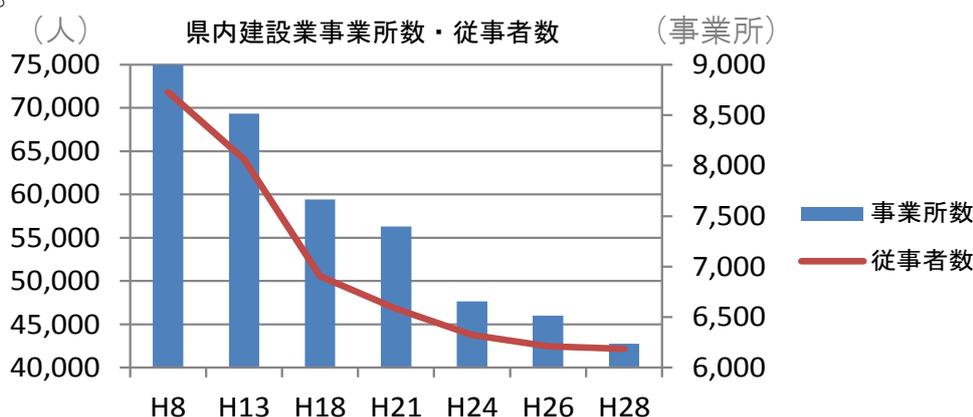
- 一方、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するという意識の下、豪雨による大規模被害に備え、市町村や国等と連携し、減災のための目標の共有及びハード・ソフト対策の一体かつ計画的な推進を図るため、「大規模氾濫時の減災対策協議会」の設置を進めている。
- 県は、土砂災害のおそれのある区域における危険の周知、警戒避難体制の整備等を図るため、県内全域の土砂災害警戒区域(5,146箇所)を指定している。また、市町村長が住民の円滑な避難のために同区域の範囲や避難場所、避難経路等を明示した土砂災害ハザードマップを作成するに当たり、土砂災害警戒区域の区域図等の関係資料を提供するほか、警戒避難に関する技術的支援を行っている。

山形県内における土砂災害警戒区域指定及びハザードマップ作成箇所数(平成30年3月末現在)

	土砂災害警戒区域指定箇所数				ハザードマップ作成	
	土石流	地すべり	急傾斜地	計	箇所数	作成率
村山	542	234	725	1,501	1,490	99%
最上	275	251	452	978	806	82%
置賜	690	91	350	1,131	931	82%
庄内	693	186	704	1,583	1,384	87%
延計	2,200	762	2,231	5,193	4,611	89%
実数	2,172	750	2,224	5,146		

出典：県土整備部作成資料

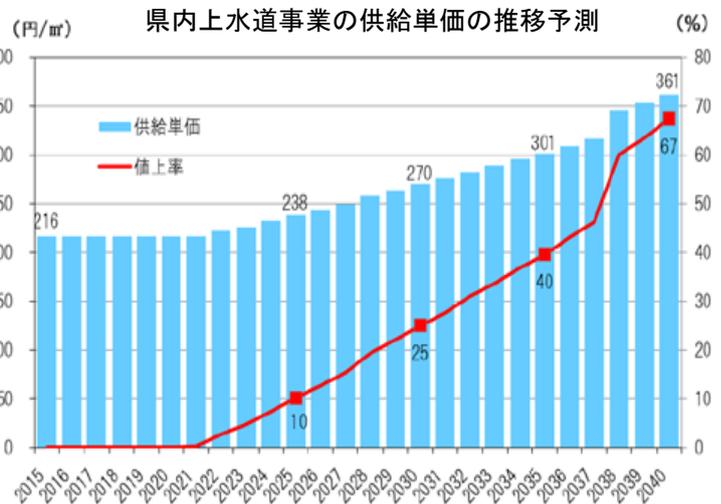
- 平成29年の土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難に向けた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたことから、県では、市町村と連携し、計画づくり及び訓練の実施等への支援を行っている。
- 公共事業の減少や少子化に伴う人手不足等により、道路除雪に係る主要な委託先である県内建設業の事業所数及び従事者数は、過去20年間にわたり減少傾向にある。



出典：経済センサス及び事業所・企業統計調査報告

○ 県は、道路除雪の業務委託を例年11月から3月までの工期で契約し、4月以降の降雪には維持修繕業務の中で対応してきたが、春季の雪崩等に迅速に対応できるよう、平成29年度から、試行的に一部工区の工期を6月まで延長して契約し、安定的な雇用の確保や作業員の技術力向上につながっている。

○ 上水道事業については、全国的に人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増加等により、持続的な経営が困難な団体が出てくることが懸念されている。県内上水道事業で集計した場合、経常利益を確保するためには、平成34年度以降、継続的に料金値上げを行い、52年度までに、27年度比67%の値上げが必要となる可能性がある。



出典：山形県水道ビジョン

○ 国が設置した「水道財政のあり方に関する研究会」の報告では、今後の具体的な取組方策の一つとして、水道事業の広域化の推進が示され、県を中心とした計画的な取組みが重要であることから、県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであるとされている。

○ 県では、平成30年3月、県内水道の方向性を示す「山形県水道ビジョン」を策定し、将来も安全な水を安定的に供給していくための有効な手段として、広域連携による技術基盤及び経営基盤の強化を位置付け、広域連携推進のための検討の場の設定、先導・指導及び事業者間の調整等に取り組むこととした。

<課題>

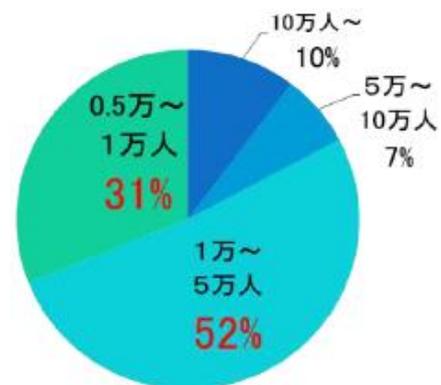
○ 県予算に占める河川関係予算の割合は、平成8年度に3.2%であったものが、全体の予算額が増えない中で、近年は1%前後で推移しており、激甚化する気象災害から県民の生命及び財産を守るためには、河川関係予算の充実が必要である。

○ 平成30年8月の豪雨では、想定雨量を超える局地的大雨に見舞われ、排水樋管の能力を大幅に超える河川からの流入により床上浸水するなど、河川管理施設のみでは対応しきれない状況が生じていることから、国及び市町村と連携し、排水ポンプ車の機動的な出動により、迅速な排水作業が可能となる体制を構築する必要がある。

- 近年の土砂災害の頻発等を受け、一目で理解しやすい土砂災害ハザードマップを活用した避難訓練の実施が防災上において大変有効であるが、本県におけるハザードマップの整備率は89%（平成30年3月末現在）で、582箇所が未整備となっている。このことから、市町村による早期の整備完了及び周知徹底が急務となっている。
- 特に、要配慮者利用施設については、自力で避難することが困難な方々が多数利用していることから、早期に避難確保計画を作成し、職員及び利用者が熟知・理解した上で、市町村や消防団、居住者等とも連携を図り、日頃の避難訓練を徹底して、地域全体で実現性のある支援体制を構築することが重要である。
- 年度を跨いだ除雪業務委託の試行により、施工体制の安定的な確保や住民サービスの向上が図られるとともに、継続した雇用の確保や作業の継続性により作業員の技術力向上につながったとの評価も寄せられている。こうした好循環を維持・拡大していくには、複数年契約の導入に向けた年度を跨いだ契約の拡充など、さらに踏み込んだ契約の改善に取り組んでいく必要がある。
- 水道料金は、水道法で「清浄にして豊富低廉な水の供給」と「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」が規定されており、施設更新費用の原価への反映が必要であると同時に水道事業のもつ公益性に配慮した料金体系とすることが望まれている。

- 県内の水道事業については、給水人口5万人以下の小規模な上水道事業が上水道事業全体の83%（全国69%）を占めており、各事業者の努力による経営効率化や施設更新費用の縮減には限界があり、隣接市町村同士の施設余力の融通、一部業務の共同化をはじめとする水道事業の広域連携等による経営基盤の強化が必要である。

県内給水人口別上水道事業数（平成29年現在）



出典：山形県水道ビジョン

(2) 高速交通ネットワークの整備実現

<提言>

- ① 奥羽・羽越新幹線の早期実現に向けて、沿線各県はもとより、他の基本計画路線の各地域との連携により、国民への機運醸成を図るとともに、地域ビジョンや整備効果等を提示しながら、国に対し強力に働きかけていくこと。
- ② 本県と首都圏を結ぶ大動脈である山形新幹線の安全・安定輸送を確保する抜本的な防災対策として、奥羽新幹線の実現を見据えた福島～米沢間のトンネルの早期事業化に向けて、東日本旅客鉄道株式会社との具体的な協議を積極的に進めること。また、国に対し財政支援を働きかけること。
- ③ 山形空港及び庄内空港における滑走路延長（2,500m化）について、課題の整理を早急に行うとともに、関係市町村との連携を密にし、インバウンド拡大の動向を踏まえ、事業の必要性、実現性及び費用対効果について検討を進めること。

<現状>

- 東北・日本海地域の将来に不可欠な奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けては、沿線各県による奥羽新幹線建設促進同盟会及び羽越新幹線建設促進同盟会を組織し、平成29年度からは各県課長級職員で構成するプロジェクトチームを設置し、両新幹線を活用した地域ビジョンや費用対効果、新たな整備手法を調査・検討している。
- 県内においても、両新幹線の早期実現に向けた機運を醸成し、県民一丸で取り組みを前進させるため、平成28年度に、県、県議会、県関係国会議員、市町村、市町村議会及び経済界等による山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟を設立し、これに呼応して県内4つの全ての地域に設立された推進組織と連携しながら、国等への要望活動や県民への啓発を進めている。
- 山形新幹線では、大雨や大雪、強風等の自然現象などによる運休・遅延が年間200本程度発生し、その約4割が福島～米沢間に集中していることから、県と東日本旅客鉄道株式会社は、同区間の防災対策として、トンネルの早期事業化に向けた整備のあり方や財源スキーム等について検討を進めている。
- 東日本旅客鉄道株式会社の試算によれば、福島～米沢間の新たなトンネル整備には約1,500億円、これをフル規格新幹線サイズのトンネル断面とする場合には、さらに約120億円の事業費が見込まれている。
- 山形空港の平成29年度の利用者数は16年ぶりに30万人を達成し、庄内空港の羽田便も29年は10年ぶりに39万人を超えるなど、両空港の利用者数は近年順調に増加している。

- 東北各県で2,500m以上の滑走路がないのは山形県のみで、国際チャーター便の就航先や運航する航空会社の数、就航便数の実績において、他の東北各県の空港と比較して大きな差が生じている。

<課題>

- 奥羽・羽越新幹線の早期実現に向けては、他の基本計画路線も含め、整備計画路線への格上げが45年にわたり行われていない現状を踏まえれば、他の基本計画路線の沿線地域とも連携し、新たな新幹線整備の必要性についての全国的な理解促進及び機運醸成を図る必要がある。
- 国に対しては、国民の理解及び機運の高揚を背景に、地域ビジョンや整備効果等を提示しながら、新たな新幹線整備に向けた働きかけを強めていく必要がある。
- 山形新幹線の安全・安定輸送を確保するためには、福島～米沢間の新たなトンネル整備が必要であるが、莫大な事業費を要するプロジェクトであるため、新たなトンネル整備の事業化に目途をつけるためには、具体的な整備のあり方や財源スキームについての検討をスピード感をもって進め、国の財政支援について働きかけることが不可欠である。
- 全国における平成29年の外国人延べ宿泊者数は7,969万人となり過去最高となった。一方、山形県は11万7,860人、前年比33.6%増と全国の伸び率(14.8%)を大幅に上回っているが、全国に占める割合では0.1%にとどまっている。
- 県では国際チャーター便の誘致活動を推進しているが、山形空港及び庄内空港ともに滑走路が2,000mであることから、離着陸における航空会社の安全基準を満たさない等の理由で運航を断られるケースが多く、誘致上の制約要因となっている。
- 山形空港の滑走路延長については、過去に調査が行われ、当時様々な課題が抽出されているが、庄内空港についてはこれまで調査が行われておらず、課題も抽出されていない。

(3) 持続可能な医療提供体制の構築

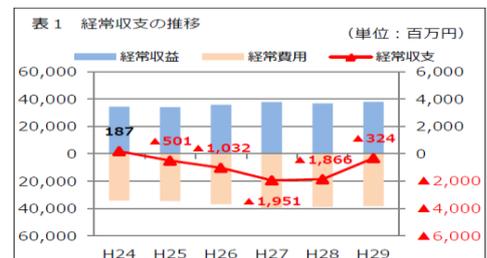
<提言>

- ① 県立病院を含む地域の医療機関が効率的な医療提供を行うため、地域医療構想調整会議において病床機能の分化・連携、地域医療のあり方について十分に議論を行い、地域医療の中で果たすべきそれぞれの役割を明確にすること。
- ② 民間の医療機関では対応が困難な高度・特殊医療など、不採算であっても県として県立病院に期待される役割を担っていく上で必要な費用については、その必要性を十分検証し、一般会計からの実態に見合った繰入に努めること。

<現状>

- 高齢化の進展に伴い、医療や介護に大きなニーズが見込まれる平成37年を見据え、各都道府県は、目指すべき医療提供体制を実現するための「地域医療構想」を策定しており、29年4月には、取組みの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための「地域医療連携推進法人」制度が創設された。
- 本県の地域医療構想において、県立病院は、高度で特殊な医療を提供する三次医療機関や地域の基幹病院として位置付けられている。

- 県病院事業会計は、平成25年度に経常赤字となり、収支改善に取り組んだものの、29年度まで5期連続の経常赤字を計上し、資金不足比率が10%以上となったことから、地方債同意等基準に定める資金不足等解消計画の策定が必要となった。



出典：山形県病院事業資金不足等解消計画書

- 公営企業である県立病院は、原則として独立採算を求められるが、地方公営企業法第17条の2の規定により、特定の条件を満たす経費については、自治体が公営企業への繰入金等として負担するものとされている。

<課題>

- 県立病院には、人口減少と少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化や医療技術の進展に的確に対応した医療提供体制を構築し、時代が求める医療ニーズ等への対応が求められる。

- 地域医療構想の実現に向けて、課題となる病床機能の分化・連携や、医師及び看護師等の確保・育成など、地域医療のあり方について、関係者間で連携を図りながら、構想区域ごとに設けた地域医療構想調整会議において協議を進捗させる必要がある。
- 県病院事業においては、資金不足等解消計画を策定し、平成39年度までに資金不足を解消することとしており、経営の効率化はもとより、一層の収入確保に努める必要がある。
- 高度・特殊医療等は、県立病院の役割として期待される一方、本県では、一般会計から病院事業会計に対する繰出金の額は、地方財政計画における全国一律の単価により算定されており、各病院では繰出金を充当しても採算性の確保が難しい現状となっている。